

健生水発0214第1号
令和6年2月14日

厚生労働大臣認可

水道事業者
水道用水供給事業者

 殿

都道府県水道行政主管部（局） 殿

厚生労働省健康・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

水道施設台帳の作成及び保管の徹底について

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）により、全国の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して水道施設台帳の作成及び保管が義務付けられ、当該規定については、令和4年10月1日から施行されているところである。

このたび、「水道施設台帳の作成状況調査について（依頼）」（令和5年10月2日付け事務連絡）及び「水道施設台帳の作成状況調査について」に関する追加調査について（依頼）」（令和5年10月27日付け事務連絡）により、水道事業者等に対し、令和5年10月1日における水道施設台帳の作成状況調査を実施した結果、一部の水道事業者等において、施行後も水道施設台帳が作成されていないことが判明した。

水道施設台帳の作成及び保管は、水道施設の維持管理及び計画的な更新のみならず、災害対応、広域連携及び官民連携の推進等の各種取組の基礎となるものであることから、水道施設台帳が未作成の水道事業者等においては早急に水道施設台帳を作成し、保管されたい。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれては、認可権者として、引き続き水道施設台帳が未作成の水道事業者等に対する適切な指導・監督をお願いします。

別添：水道施設台帳作成状況調査結果（令和5年10月1日時点）

（参考）

○「水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について」（令和元年9月30日付け薬生水発0930第2号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00005.html

○「水道施設台帳の整備の推進について」（令和3年9月30日付け事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00018.html

○「水道施設台帳の整備の推進について（再周知）」（令和4年4月14日付け事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00021.html

○「水道施設台帳の整備状況調査について（依頼）」（令和4年8月5日付け事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00021.html